

長崎市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

平成17年3月31日
告示第198号

改正 平成18年10月 3日告示第732号
平成20年 7月 1日告示第507号
平成21年 3月30日告示第172号
平成28年 7月28日告示第569号
平成30年 4月27日告示第270号

(趣旨)

第1条 この要綱は、小児慢性特定疾病対策総合支援事業の実施について（平成28年厚生労働省健発第0610第4号厚生労働省健康局長通知）の別紙平成28年度小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱（以下「国の要綱」という。）及び平成28年度小児慢性特定疾病対策の国庫補助について（平成28年厚生労働省発健第0610第5号厚生労働事務次官通知）の別紙平成28年度小児慢性特定疾病対策国庫補助金交付要綱（以下「国の交付要綱」という。）に定めるもののほか、本市が行う小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(給付の申請)

第2条 用具の給付を希望する対象者の保護者（本市に住所を有する者に限る。以下「申請者」という。）は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に小児慢性特定疾病医療受給者証の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(給付の決定等)

第3条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況及び住宅環境等を実地に調査したうえで、調査書（第2号様式）を作成し、給付の適否を決定するものとする。

2 市長は、給付することを決定したときは、申請者に対して小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書（第3号様式。以下「給付決定通知書」という。）によりその旨を通知するとともに、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券（第4号様式。以下「給付券」という。）を、却下することを決定したときには、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付却下通知書（第5号様式。以下「却下決定通知書」という。）を交付するものとする。

(用具の給付等)

第4条 用具の給付は、市長が適当と認めた業者（以下「業者」という。）により行うものとする。

2 市長は、前条第2項に規定する給付券の交付を行つたときは、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付委託通知書（第6号様式。以下「委託通知書」という。）により給付を行う業者に通知するものとする。

(用具の管理)

第5条 利用者は、善良なる管理者の注意義務をもつて当該用具を維持しなければならない。

2 用具の給付を受けた者は、給付の目的に反して利用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は

担保に供してはならない。

(費用の負担)

第6条 対象者又はその扶養義務者は、用具の給付を受けたときは、その収入状況に応じて用具の給付に要する費用の一部又は全部（以下「利用者負担金」という。）を負担するものとする。

2 対象者又はその扶養義務者が負担する額の基準は、国の要綱別添2に定める額とする。

3 前項の利用者負担金の額は、第4条第2項に規定する決定通知書の中に記載するものとする。

4 給付に係る利用者負担金は、当該用具の納品時に対象者又は扶養義務者が給付券に添えて、直接業者に支払うものとする。

5 市長は、業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に要した額（国の交付要綱の別表に定める基準額の範囲内の額）から利用者負担金の額を減じた額を支払うものとする。なお、費用の請求は「給付券」を添付して行うものとする。

(給付等台帳の整備)

第7条 市長は、用具の給付の状況を明確にするために、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付台帳（第7号様式）を整備するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年10月3日告示第732号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成18年度予算に係る事業から適用する。

附 則（平成20年7月1日告示第507号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成20年度予算に係る事業から適用する。

附 則（平成21年3月30日告示第172号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月28日告示第569号）

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の長崎市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則（平成30年4月27日告示第270号）

この要綱は、告示の日から施行する。